

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市大字池之内二八二五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 小島 博之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

名古屋市中区錦二丁目一九番一〇号名古屋鴻池ビル九階弁護士法人すばる

相続財産清算人 弁護士 杉本 健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府下京区梅小路東町四番地、最後の住所京都府下京区梅小路東町四番地

被相続人 亡 山下 勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

事務所京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町二九一七番七長谷ビル八階C よし川和明法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉川 和明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市魚住町金ヶ崎一四〇五番地、最後の住所京都市北区小山東玄以町二四番地

被相続人 亡 橋 由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

京都市中京区二条通河原町西入榎木町九一〇二条スカイビル四〇一 西田祐馬

法律事務所 相続財産清算人 弁護士 西田 祐馬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市東区水門町九三八番地、最後の住所大阪府阿倍野区天王寺町北一丁目八番四七三三六号 被相続人 亡 定本 正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル六階

相続財産清算人 弁護士 吉野 夏己

令和八年五月十四日

大阪府北区西天満一丁目一〇番八号西天満第一一松屋ビル三〇六

相続財産清算人 弁護士 大山 弘通

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市弓削町南二丁目九九番地二、最後の住所大阪府八尾市桜ヶ丘二丁目三番地すみれパレス八尾

被相続人 亡 吉田 節也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府北区中之島二丁目二番七号中之島セントラルタワー二四階 弁護士法人第一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 葉野 彩子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪府中央区谷町五丁目三六番地、最後の住所大阪府東大阪市大連東五丁目一番一〇号 被相続人 亡 眞栄平房寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

大阪府北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル七〇一

相続財産清算人 弁護士 林堂 佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町庄田一一二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 有本 良高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル六階

相続財産清算人 弁護士 吉野 夏己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市玉川町中村甲七七六番地一、最後の住所香川県高松市前田西町六八三番地七特別養護老人ホーム弘恩苑

被相続人 亡 別府 功子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

香川県高松市木太町二八八番地二

相続財産清算人 ひろせ司法書士法人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸郡奈半利町乙一五六五番地、最後の住所高知県安芸郡奈半利町乙一五六五番地二

被相続人 亡 吉村 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

高知県安芸郡奈半利町乙一三八八番地一

相続財産清算人 司法書士 曾我 博明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市下京区梅小路本町九三番地、最後の住所福岡県福岡市東区名島一丁目五番二二号グループホームラベ名島

被相続人 亡 山田磨智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

福岡市東区箱崎二丁目六番一四号

相続財産清算人 司法書士 岡 英治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区松島一丁目二区六番地、最後の住所福岡県福岡市南区向野一丁目一三番二九号宝満ヴィア高宮三二〇号

被相続人 亡 古野 義晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

福岡県福岡市中央区今泉一丁目一二番三三三号西鉄今泉ビル五階

相続財産清算人 弁護士 内田 敬子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市熊入町一〇九三番地、最後の住所熊本県山鹿市熊入町一一二番地五

被相続人 亡 中原 正志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

熊本県熊本市中心区草葉町四番二〇号富士火災熊本ビル七階 三浦・江越法律事務所

相続財産清算人 弁護士 江越 和信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡甲佐町大字船津一八五七番地、最後の住所熊本県上益城郡甲佐町大字船津一八五七番地 被相続人 亡 山下タツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月十四日

熊本市中央区新屋敷一丁目一三番二一三〇一

相続財産清算人 司法書士 竹原久美子

第8期決算公告

令和8年4月6日
千葉県柏市あけぼの4丁目3番1-0503号

株式会社リクシヴ
代表取締役 大場 育雄

貸借対照表の要旨

(令和8年2月28日現在) (単位:千円)

科 目		金 額
資産部	流動資産合計	15,858
	固定資産合計	15,858
負債及び純資産部	流動負債合計	1,709
	固定負債合計	14,149
	純資産合計	4,000
	剰余金	10,149
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	10,149 (714)
負債・純資産合計		15,858